

電波障害について

建築物等の建築及び開発行為に伴って発生する電波障害防止について、次のとおり必要な措置を実施してください。

1 建築物等に係る電波障害防止

建築物等の建築に伴い電波障害が予想される区域については、テレビ電波等の受信状況を専門機関により事前調査を行い、障害防止に必要な措置をしてください。

2 開発行為に係る電波障害防止

開発行為（土地の区画、形質の変更）を実施する場合、事業計画区域内のテレビ電波等の受信状況を専門機関により事前調査を行い、障害防止に必要な措置をしてください。

3 電波障害に係る勧告

電波障害が発生した場合で、必要な措置を怠ったと認めるときには、電波障害防止又は解消のために必要な措置を講ずるよう勧告することになります。

問い合わせ先

環境課 環境保全係

電話 22-4511 内線 5463